

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、令和6年3月29日付けで専決処分したので報告し承認を求める。

令和6年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例

〔 令和 6 年 3 月 2 9 日 〕
〔 条 例 第 2 0 号 〕

太宰府市都市計画税条例（昭和58年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第9項及び第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第11項及び第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度か

ら令和 8 年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第16項中「附則第 8 項、第 9 項」を「附則第 9 項」に改める。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第18項中「（平成30年法律第 3 号）附則第22条」を「（令和 6 年法律第 4 号）附則第21条」に、「平成30年度から令和 2 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の太宰府市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第43号）の施行

の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。